

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般

徳島県南部総合県民局

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県石油コンビナート等防災本部の項を削る。

附 則

この訓令は、令和八年三月十九日から施行する。